

調達要領指定書	調達要求番号	第4SZ11C70001号
	調達要求年月日	令和5年12月7日
	作成部・課	総務部管理課
	作成年月日	令和5年12月7日
品名	令和6年度春日駐屯地で使用する電気	
仕様書番号	福病C-管-381	

1 仕様

(1) 電気方式、標準電圧、周波数等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,600V
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,600V
- エ 周波数 60HZ
- オ 受電方式 1回線受電（本線）
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無

(2) 契約電力、予定電力使用量

- ア 契約電力 422kw（実量制）
- イ 予定電力使用量 1,714,446kwh

項目 月	最大電力 (kw)	使用電力量 (kwh)	昼間電力量 (kwh)	夜間電力量 (kwh)	ピーク時間 (kwh)
4	259	106,720	61,063	45,657	----
5	406	113,801	60,499	53,302	----
6	362	149,598	92,167	57,431	----
7	409	177,172	77,067	75,984	24,121
8	422	184,768	86,141	75,783	22,844
9	397	170,764	74,116	73,761	22,887
10	307	120,095	69,547	50,548	----
11	303	118,787	67,809	50,978	----
12	367	149,052	87,566	61,486	----
1	397	153,269	84,903	68,366	----
2	357	136,426	78,770	57,656	----
3	316	133,994	79,868	54,126	----
合計	-----	1,714,446	919,516	725,078	69,852

(3) 使用期間

- 自 令和6年4月 1日 午前 0時
- 至 令和7年3月31日 午後12時

(4) 供給電気の種類等

契約する小売電気事業者は、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。

又、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を
書面で提出すること。

参照：別紙第1「RE100 technical criteria」の概要 <http://there100.org/going-100>

参照：別紙第2 特定電源割当証明書

(5) 電力量の検針

ア 自動検針装置	有
イ 電力会社の検針方法	遠隔自動検針
ウ 計量器の構成	変成器付 複合計器（時間帯別・普通級）
会社名：	東光東芝メーターシステムズ株式会社
型式：	SM3EP-R形
計器定数：	1000pulse/kws 1000pulse/kvars
パルス定数：	50000pulse/kwh

(6) 需給地点

需要場所構内の第0号柱上に設置する九州電力株式会社の架空引込線と官側の開閉器
電源側との接続点

(7) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ。

（ただし、計量地点に電力会社が設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする）

(8) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

2 その他

(1) 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中100パーセントを保持する予定である。

(2) 非常用自家発電設備300キロボルトアンペア 1台を有している。

- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 再生可能エネルギー電気を供給（再エネ比率100%）するために係る経費は考慮すること。
- (5) 契約する小売電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面（別紙第2）で半期ごと提出すること。
- (6) 環境配慮契約法に基づく裾切り要件
- ア 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第3に掲げる条件を満たし、別紙第4適合証明書及び別紙第5特定電源割当計画書を提出すること。
- 参照：別紙第3 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取り組みの状況に関する条件
- 別紙第4 適合証明書
- 別紙第5 特定電源割当計画書
- (7) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は少数点以下第1位で四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は少数点以下第1位で四捨五入する。
- ウ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は少数点以下第1位で四捨五入する。
- エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は少数点以下を切り捨てる。
- オ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。